

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	定額減税補足給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、定額減税補足給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を認識し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岐阜県八百津町長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	定額減税補足給付金に関する事務	
②事務の概要	・国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)についての対応として、所得税または個人住民税の定額減税が行われることに伴い、減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税補足給付金を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、定額減税補足給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務について、適正な事務執行に資するため使用する。	
③システムの名称	調整給付金給付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	
2. 特定個人情報ファイル名		
定額減税補足給付金ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表135の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表135の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民課	
②所属長の役職名	町民課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当町のシステムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制御を実施している。また、統合宛名システムにおいても、職員の閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に限定しており、担当していない業務に関する特定個人情報を閲覧することはできない。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクに対策は十分である。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	I 3.個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項、別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表135の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし	事後	
令和6年11月15日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会】 ・番号法第19条第1項第8号及び別表第二の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 【情報提供】 提供なし	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表135の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし	事後	
令和6年11月15日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	令和6年11月15日 時点	事後	
令和6年11月15日	IV4特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	
令和6年11月15日	IV5特定個人情報の提供・移 転	十分である	提供・転移しない	事後	
令和6年11月15日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和6年11月15日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策	なし	項目追加	事後	